

## 近江八幡市期日前投票立会人の募集要項

近江八幡市選挙管理委員会では、市民のみなさんに政治や選挙に関心を持っていただくと同時に、選挙をもっと身近なものに感じてもらうため、期日前投票所で公正かつ適正に投票が行われるよう立ち会っていただく「期日前投票立会人」を次のとおり募集します。選挙人名簿に登録されている18歳以上の方であれば応募することができます。高校生や大学生など若い有権者からの応募もお待ちしています。

### 1 期日前投票立会人とは

投票立会人は、投票管理者に協力し、投票管理者のもとにおいて投票事務の執行が公正に行われるように、投票状況や事務全般に立ち会うものです。従って、みだりに投票所外へ出たり、同時に2人以上が席を離れたりすることはできません。また、投票所内で携帯電話、スマートフォンの使用又は撮影をすることはできません。インスタグラム等のSNSへ投稿することはご遠慮ください。

### 2 投票立会人の主な仕事

- (1) 投票手続き全般について立ち会います。
- (2) 投票所の開閉について立ち会います。
- (3) 投票初日は、投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会います。
- (4) 投票する方が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまで立ち会います。
- (5) 投票箱の閉鎖に立ち会います。
- (6) 投票録に署名（自署）をします。

### 3 応募資格

近江八幡市選挙人名簿に登録されている方。性別・職業・経験は問いません。  
ただし、特定の候補者の選挙運動に積極的に携わっている方や、候補者の親族の方は応募できません。

#### ※ 選挙人名簿の登録

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上近江八幡市に住んでいる方が登録されます。ご不明の場合はお問合せください。

### 4 従事期間

選挙の公示（告示）日の翌日から投票日の前日までの期間（選挙によって異なります）のうち、選挙管理委員会が指定する日

### 5 従事時間及び報酬

- (1) 1日従事 午前8時30分から午後8時まで 9,600円
- (2) 半日従事 午前8時30分から午後2時15分まで 4,800円

※交通費は支給しません。

※規定の源泉所得税を控除した後、ご本人名義の口座に振り込みます。

※国の定める基準による額を予定しており、変更になる場合があります。

※源泉徴収票作成のためマイナンバーに関する書類を提出いただきます。

## 6 従事場所

以下の各期日前投票所のうちのいずれかです。

- ① 近江八幡市役所（近江八幡市桜宮町236番地）若しくは  
近江八幡市文化会館（近江八幡市出町366番地）
- ② 安土町総合支所（近江八幡市安土町小中1番地8）
- ③ イオン近江八幡ショッピングセンター1番街セントラルコート  
（近江八幡市鷹飼町南三丁目7番地） 若しくは  
サン・ビレッジ近江八幡（近江八幡市鷹飼町40番地）  
（選挙により異なります）

## 7 応募方法

別紙「期日前投票立会人申込書」に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により近江八幡市選挙管理委員会に提出してください。

申込書は、近江八幡市役所2階の選挙管理委員会事務局でお受け取りいただくほか、近江八幡市ホームページからもダウンロードできます。

申請先：近江八幡市選挙管理委員会

〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地

ファックス：0748-32-8705

Eメール：070200@city.omihachiman.lg.jp

## 8 募集期間

随時、受付を行っております。

## 9 留意事項

- (1) 投票立会人は選挙ごとに選任され、登録された方へ選挙管理委員会から従事の可否や希望日等について確認します。ただし、応募状況等によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- (2) 登録は、本人の辞退申出がない限り継続します。ただし、市外への転出等により応募資格がなくなった場合は登録を取り消します。
- (3) 申込書に記載された個人情報につきましては、期日前投票立会人の選任にのみ

使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

10 担当 近江八幡市選挙管理委員会事務局

電 話：0748-36-5543（直通）

0748-33-3111（代表）

ファックス：0748-32-8705

Eメール：070200@city.omihachiman.lg.jp